

株式会社コマース One ホールディングス

定 款

平成 18 年 7 月 27 日 制定

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社コマース One ホールディングスと称し、英文では、Commerce One Holdings Inc.と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むこと及び次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 広告、宣伝に関する企画並びに制作
- (2) 広告代理業
- (3) マーケティングリサーチ
- (4) 情報収集、分析及び提供業務
- (5) コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務
- (6) 通信販売業
- (7) 経営コンサルタント業
- (8) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- (9) 損害保険の代理業及び募集に関する業務
- (10) 貸金業
- (11) 有価証券の取得及び保有
- (12) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務
- (13) 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋
- (14) 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託
- (15) 古物品の販売及び修理
- (16) 電気通信事業
- (17) 電子商取引に関する保証業務
- (18) 電子商取引サイトへの信用マーク表示支援
- (19) 電子商取引に関する調査研究
- (20) 電子商取引に関するコンサルティング業務
- (21) 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、28,893,600 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

1. 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
2. 当会社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第8条（単元株式数）

当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 29 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

第 30 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監 査 役

第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 監 査 役 会

第 36 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 37 条（監査役会の招集）

1. 監査役会は、各監査役が招集する。
2. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対してする。但し、緊急の必要があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 38 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第7章 会 計 監 査 人

第 40 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 41 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 42 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計 算

第 43 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 44 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 45 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 46 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

株式会社コマース One ホールディングス 定款
2021 年 4 月 1 日 改定